

市政情報

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金の協力を得て、市が窓口となり飼い主のいない猫に対し不妊・去勢手術を受けさせる人に無料チケットを交付しています。

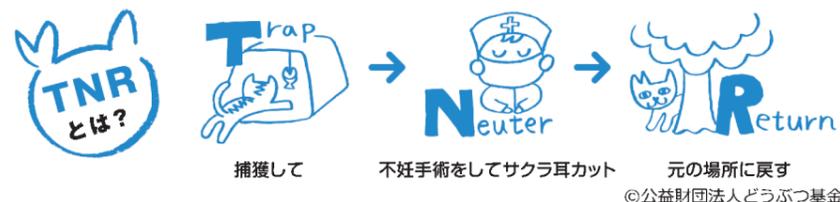
対象はTNR活動を行う市民(個人、ボランティア団体など)で、どうぶつ基金の協力病院で手術することが要件となります。

※チケットは飼い猫・保護猫には使用できません。

環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700

※詳細は市HPをご確認ください。



都市計画の変更案の縦覧

縦覧期間 6月8日(木)～22日(木)

場 都市計画課

対 市民及び利害関係人

因 生産緑地地区の廃止(4地区)

意見書の提出締切日 6月22日(木)

意見書の提出方法 縦覧場所で配布する意見書に必要事項を記入し、締切日の午後5時15分までに直接又は郵送(必着)で〒355-8601松葉町1-1-58都市計画課へ。

☎21-1425 ☎24-8857

※縦覧期間は平日午前8時30分～午後5時15分で、土・日曜日、祝日を除きます。

※変更案は市HPからも見ることができます。

埼玉県春のプラごみゼロウィーク

県では5月30日から環境月間である6月にかけて「埼玉県春のプラごみゼロウィーク」としてプラスチックごみ問題を身近なものとして捉えてもらい、ごみの削減とリサイクル促進に向けた行動の呼びかけを実施します。ご協力をお願いします。

・あとで、ごみになるものは、もらわない! 買わない!

マイバッグ・マイボトルを持参し、レジ袋や使い捨て容器の使用を控えましょう。

・ごみになりにくい商品を選んで繰り返し使いましょう!

修理をして繰り返し使ったり、詰め替え可能な商品を選ぶようにしましょう。

・ごみとして出すときは分別しましょう!

ペットボトルは、ラベルとキャップを外し、適切に分別しましょう。

廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700

緊急地震速報訓練を実施します

6月15日(木)午前10時ごろ、全国一斉の緊急地震速報訓練が実施されます。

市では、緊急地震速報を防災行政無線で放送し、市内の公共施設、小・中学校、保育園、幼稚園で「安全確保行動」の実施を予定しています。

市民の皆さんも、安全確保行動をとる等、地震に対する備えを確認する機会としてください。

放送内容 ※最大音量で放送が流れます。

「こちらは、ぼうさいひがしまつやまです。ただいまから、訓練放送を行います。」

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回繰り返し)

「こちらは、ぼうさいひがしまつやまです。これで訓練放送を終わります。」

安全確保行動



(イラスト提供: 効果的な防災訓練と啓発提唱会議)

危機管理防災課 ☎21-1405 ☎22-7799

※詳細は市HPをご確認ください。

男女共同参画情報 ミニほっとらいん

6月23日(金)～29日(木)は
男女共同参画週間です



令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

“無くそう思い込み、守ろう個性
みんなでつくる、みんなの未来。”

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

内閣府の男女共同参画推進本部は、この日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を無くし、個性を尊重し、誰もが生きがいを感ぜられる社会の実現に向けて、身のまわりの男女共同参画について考えてみましょう。

人権市民相談課 ☎21-1416 ☎23-2236

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

市の保有する公文書の開示を請求できる情報公開制度と、市の保有する個人情報の開示を請求できる個人情報保護制度について、令和4年度の運用状況を公表します。なお、1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対して複数の決定を行うため、請求件数と処理状況件数は一致しません。

1 情報公開制度

(1)実施機関別の開示請求件数と処理状況 (単位:件)

実施機関	請求(取下げ)	処理状況		
		全部開示	部分開示	不開示(不存在)
市長	120(1)	98	18	16(13)
教育委員会	1	0	1	0
農業委員会	1	1	0	0
合計	122(1)	99	19	16(13)

・令和4年度に開示請求の対象となった主な文書は「配水管布設・道路整備・管渠(かんきょ)等の各種工事設計書に関する文書」等でした。

・不服申立てはありませんでした。

(2)審議会等の会議の公開状況 (単位:件、人)

	公開	非公開(書面会議)	合計
会議開催件数	87	20(6)	107
傍聴人数	30		30

・令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大対策のため、書面上で行った会議が6件ありました。

2 個人情報保護制度

実施機関別の開示請求件数と処理状況 (単位:件)

実施機関	請求(取下げ)	処理状況		
		全部開示	部分開示	不開示(不存在)
市長	35	21	19	0
病院事業管理者	7(1)	2	4	0
合計	42(1)	23	23	0

・令和4年度に開示請求の対象となった主な文書は「住民票及び戸籍謄本請求申請書に関する文書」等でした。

・開示請求以外の保有個人情報の訂正、利用停止などの請求はありませんでした。

・不服申立てはありませんでした。

3 情報公開コーナー及び市民情報コーナーのご案内

市役所2階に、情報公開コーナーを設けており、情報公開制度及び個人情報保護制度に対する相談、開示請求などの受付を行っております。

また、市役所1階に市民情報コーナーを設けており、予算書、統計資料、市議会会議録などを閲覧できます。お気軽にご利用ください。

総務課 ☎21-1442 ☎24-6123

老朽空き家除却補助金交付制度をご利用ください

地域住民の生活環境を保護することを目的として、防災、衛生などに悪影響を及ぼす可能性のある空き家(老朽空き家)を除却する人に対し補助金を交付します。

なお、年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

対 市内に老朽空き家を所有する人又はその相続人で次の全てに該当する人

- ・市税に滞納がないこと
- ・過去に本補助金の交付を受けたことがないこと

対象物件 次の全てに該当するもの

- ・倒壊等で隣接地及び周辺の道路、住宅等に危険を及ぼすおそれがあるもの
- ・住宅地区改良法に規定する不良住宅で、一戸建てであるもの

※市職員が不良住宅判定を行い、建物内外の確認や撮影を行います。

・1年以上空き家で、物置等として使用していないもの

- ・公共事業の補償の対象となっていないもの
- ・空き家の所有者が複数いる場合は、全員の同意を得ているもの
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定による勧告を受けていないもの

補助率 除却工事費の1/2

限度額 20万円

※市内業者と契約して行う場合は、限度額25万円

申・ 問 交付申請の前に事前相談票の提出が必要です。

環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700

※詳細は市HPをご確認ください。